

## 【保険料の算定方法について】

保険料は、対象となる方ひとりひとりに納めていただきます。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

なお、この保険料額は、福井県後期高齢者医療広域連合で決定されます。

### 令和2・3年度の保険料算定方法

均等割額	47,800円
所得割額	課税標準額(※1)×8.9%
年間保険料(限度額)	640,000円

(※1)課税標準額 = 前年の総所得金額等 - 330,000円(基礎控除※2)

(※2)基礎控除は、税制改正などで変更される場合があります。

## 【保険料の軽減について】

所得の少ない方は、世帯や個人の所得水準に応じて、保険料が軽減されます。

### ●均等割額の軽減

軽減割合	均等割軽減の基準：世帯の総所得金額等(※3)の合計が下記に該当する世帯	軽減後の年間保険料額(均等割額)
7割軽減	世帯の総所得金額等が基礎控除額(33万円)以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)の場合	14,300円
7.75割軽減	世帯の総所得金額等が基礎控除額(33万円)以下の場合	10,700円
5割軽減	世帯の総所得金額等が基礎控除額(33万円) + 28.5万円×世帯に属する被保険者数以下の場合	23,900円
2割軽減	世帯の総所得金額等が基礎控除額(33万円) + 52万円×世帯に属する被保険者数以下の場合	38,200円

(※3)世帯の総所得金額等：被保険者およびその属する世帯の世帯主(被保険者でない世帯主も含みます)について、算定した総所得金額等の合算額。

## ●被用者保険の被扶養者に対する軽減

被用者保険の被扶養者であったために、これまで自分で保険料を納めていなかった方でも、後期高齢者医療制度の被保険者になると、ひとりひとりが保険料を負担します。

ただし、**急激な保険料の負担緩和を図る措置として制度加入時から2年間に限り所得割額がかからず、均等割額は5割軽減（年額保険料 47,800 円から年額保険料 23,900 円）**されます。

※被用者保険とは、全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合などをいいます。

（国民健康保険、国民健康保険組合は被用者保険には含まれません）

## 【保険料の納付方法】

保険料の決定通知書は毎年7月中旬頃に郵送しておりますが、制度見直しや所得更正等により保険料に変更があった場合は、変更決定通知書を随時お送りしております。

納入方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替によりお支払いただく「普通徴収」がありますが、原則は「特別徴収」により保険料を納めていただきます。

## 【特別徴収について】

### ●対象者

- 1) 保険料が差し引かれる年金が年額18万円以上の方
- 2) 介護保険料を特別徴収で納めている方
- 3) 介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えない方

※社会保険料控除は年金受給者本人に適用されます。

### ●保険料の納期限

1年間（毎年4月から翌年3月まで）の保険料を、4月から翌年2月までの年金給付日に合わせて、計6回の納期に分けて納めていただきます。

## 【特別徴収から普通徴収への切替え等について】

### ●申請手続き（年金天引き中止申出）による場合

現在特別徴収になっている方は、以下の申し出により「年金天引き」から「口座振替」に変更することができます。

※社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

### <手続方法>

保険証、通帳、金融機関等への届出印をご持参のうえ、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室へお越しください。年金天引き中止申出書と口座振替依頼書をご提出いただき、口座振替への変更手続きをしていただけます。

### <注意事項>

口座振替依頼書で、金融機関等の届出印が違うなどの不備があった場合には、口座振替の開始が遅れることがあります。

また、口座振替不能により滞納が発生した場合や、登録口座を解約した場合には、再び年金天引きに切り替わることがあります。

### ●自動的に変更となる場合

年度途中で75歳になる方	資格取得後しばらく（おおむね6ヶ月後まで）は納付書でお支払いただきます。年金天引きが開始される方には、事前にお知らせします。
年度途中で転入した方	
保険料が減額になった方	特別徴収が中止され普通徴収に切替わるため、それ以降の保険料は全て納付書でお支払いただきます。
保険料が増額になった方	特別徴収はそのまま継続され、増えた分を納付書でお支払いただきます。（特別徴収と普通徴収の併用）
年金が一時差止になった方 （現況届の提出遅れなど）	天引きできなかった保険料を納付書でお支払いただきます。
年金を担保に借入れしている方	

## 【普通徴収について】

### ●対象者

- 1) 保険料が差し引かれる年金が年額18万円未満の方
- 2) 介護保険料を特別徴収で納めていない方
- 3) 介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方

納付書で納めていただく場合は、納付書裏面に記載の金融機関等で納めてください。

### ●保険料の納期限

1年間（毎年4月から翌年3月まで）の保険料を、7月から翌年2月までの毎月月末に、計8回の納期に分けて納めていただきます。（3月から6月までは、原則として保険料の納付はありません。）

### ●保険料を滞納すると

特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期限の短い保険証（短期被保険者証）を交付します。

また、滞納が一定期間以上続き、特別な事情が認められない場合には、保険証を返還していただき資格証明書を交付することもあります。資格証明証は、被保険者の資格を証明するもので、医療機関等で受診した医療費は、いったん全額自己負担となります。

※特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに役場健康保険課へご相談ください。